

第103号

2010年3月1日

発行 社会福祉法人 大阪福祉事業財団
高槻四施設・ふれあい編集委員会
大阪府高槻市塚原1丁目9番1号
高槻温心寮 梶ノ木荘
ひむろこだま保育園 三島の郷

ふれあい

福祉相談

◎保育・子育て
ひむろこだま保育園 (695) 1516
◎おとしより
梶ノ木荘 (694) 0716
◎障害者・生活保護
高槻温心寮 (696) 5922
◎障害者
三島の郷 (688) 0768
お気軽にご相談ください
月～金 (10時～16時)

ケアホームとは

～自立・自律をめざして～

三島の郷が運営する5カ所目のケアホーム「パンジー」が浦堂本町に開所して4月で1周年。ケアホームは、これまで親元や入所施設で暮らすことが多かった障がい者が、地域で安心して暮らせる場として作られました。数名の障がい者（知的・身体・精神障がい者）がスタッフ（世話人）の援助（食事、身辺等の家事支援）や生活支援員による介護（入浴や食事、服薬などの身体介護）を受けて共同生活を行なっています。

どのような生活を

されていますか

利用者は、平日は施設の



みんなで食べる楽しいひととき

日中活動に参加、作業が終わって、買い物や夕食、洗濯、入浴など、世話人さんと一緒に自分の生活を作っていきます。余暇時間は一人ひとり自分の希望する事をしてゆつくりと過ごします。居室は、約4.5畳以上の個室が義務付けられています。週末はガイドヘルプを利用しての外出や、地域のサークルに参加したり、ホームでゆつくりと過ごすなど様々です。掃除や

今後望まれることはなに？

洗濯などを自分たちで行ない、少しずつ生活の経験を積んでいます。利用者からは「最初は緊張したけど、1人部屋になって嬉しい」「世話人さんと話をしたり、部屋でゆつくり音楽を聴けて楽しい」との感想が聞かれます。

ケアホームは、障がい者が地域で暮らすための新たな生活の場として、生活施設の建設が抑えられた事もあって急速に発展してきました。障がいの重い人の利用や、利用者の病気や高齢化の問題もあり24時間の支援体制や医療連携の仕組みが重要ですが、利用料や支援体制・助成制度など、国の制度がこれに追いついていません。たくさんの方が身近に存在し、障がい者自身がそれぞれの思いにあわせて、主体的に選択できる条件が整備されることで強く望まれます。

雨のち晴

先日バスに乗っていると、障がい者の方がバスの車内で大騒ぎし、運転手にも大声で叫び注意されていました。しばらく立ち止まっていた。しばらく立ち止まっていた。地元のバス停に着くと、たどたどしい言葉で運転手に「ありがとう」と言って走って行きました。こうした事例にもあきらかなように、障がいのある人には、より適切な支援が求められています。今、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度の創設に向けてとりくみが進められています。

この総合的な制度が障がいをもつ人、家族、関係者の人にとって「ありがたう」と思えるような内容の中身になることを職員として大きく期待します。（阿部 武司）

こぼれ話

フェイスペインティング

ときめきM・H
(梶ノ木荘職員)



私の趣味についてお話しします。それは十数年前から続けているフェイスペインティングです。専用の絵の具で顔にイラストやマークを描くもの

になり、今では高槻ジャズストリートで常連となっています。フェイスペインティングはいつもと違う自分になってワクワク感をいっそう高める相乗効果があります。今後はコンサートや和太鼓などの出演者のステージでのペイントもやっていけたら素敵だなと思っています。

から、顔全体に模様などを描いて猫やトラなどの顔にしてみようもの（USJでおなじみ）まであります。欧米ではイベントやパーティーにかかせないものとして広まっていますが日本でもサッカークラブの応援の際に見かけた方も多いと思います。絵の具を買った当初は幼かった自分のこどもに描いて楽しんでいました。初めてイベントに出店し長蛇の列ができて以来、病みつき

Q&A

一時保育事業



Q 実家の母が検査入院します。夫は休めないで、どこか子どもを見てくれるところはありますか？
A 多様化する地域の子育て環境に応じて、保育が必要なお子さんを保育園で保育する制度と

？ 育児や介護、虐待への対応など、福祉に関するさまざまな「悩みごと」「心配ごと」があります。市内の保育・児童・障がい・高齢関係の福祉施設が協力して、地域の福祉ニーズに応えるため「あんしんねつとあゆむ」というネットワークを作っています。

主な活動の一つに、毎月第2・3金曜日午後1時～3時、高槻市総合福祉相談センター（西武百貨店高槻店6階）で無料相談を行っています。日常のご相談は、ご近所の福祉施設まで。「あゆむの担当者の方を」と言って下さい。私どもの施設（ひむろこだま保育園、梶ノ木荘、高槻温心寮、三島の郷）でも相談を承っています。

して一時保育事業があります。事業内容としては、非定型的保育サービス（保護者の就労や就学などの理由で、週3日が限度）と緊急保育サービス（保護者の傷病や事故、出産、家族の看護・介護、冠婚葬祭などの理由・短期）私的理理由による保育サービス（保護者のリフレッシュなどの理由）があります。保育内容や保育時間、利用料金、申請方法などは、希望する保育園へお電話下さい。

告知板

月刊「福祉のひろば」
4月号予告
「特集」社会福祉現場から参議院選挙と二〇一〇年を考える
上野さと子
上坪 陽
吉本哲夫
司会・泉谷哲雄
福祉で学ぶ、働く人たちに
渡辺 潤
1冊525円
お申し込みは各施設まで

編集後記

年度末であわただしい中での編集になりました。政権交代後、初めての予算が国会にかかっていますが、国民の眼からは全貌がよく見えません。期待ではなく監視が必要なのではないでしょうか。（中西）

和解の基本合意内容

- (1) 平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新法を制定する。
- (2) 国は憲法第13条、14条、25条、ノーマライゼーションの理念などに基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。
 - ① 十分な実態調査をせずの法施行、障害者の意思を十分踏まえずの法施行、応益負担の導入が、障害者児に悪影響を与え尊厳を傷つけたことを反省するとしています。
 - ② 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置するとともに「新たな総合福祉制度を制定するにあたって、障害者の参画の下に十分権利条約の実現に見合った国内法整備と同条約の批准、障害関係予算の国際水準に見合う額への増額を確認。議論をおこなうことを表明。
- (3) 新法制定にあたっての論点として、国は利用者負担の在り方、支給決定の在り方、報酬支払い方式、制度の谷間のない『障害』の範囲、障害者権利条約の実現に見合った国内法整備と同条約の批准、障害関係予算の国際基準に見合う額への増額を確認。
- (4) 利用者負担における当面の措置（障害者自立支援法廃止までの間）として、2010年4月から低所得（市町村民税課税）の障害者自立支援法および児童福祉法による障害福祉サービスおよび補装具にかかわる利用者負担を無料とする。なお、自立支援医療の利用者負担の措置については当面の重要な課題とされています。

悪法＝障害者「自立支援」法廃止へ なかまと家族の力が山を動かした！

障がい者いじめの 自立支援法の 強行成立

2006年4月障害者自立支援法が施行され、福祉サービス利用料の負担方法が所得に応じて決める「応益負担」から一律に1割の負担を強いる「応益負担」へと変更されました。そのことにより障がい者の生活は大変な状況となり、負担に耐え切れず施設を退所したり、生活を維持するために必要な「ホームヘルプ」の利用を減らしたり、あきらめたりする方が続出するなど、大きな社会問題となりました。

反対運動から 違憲を問う 集団訴訟へ

2006年10月31日には東京で1万5千人が参加し「出直してよ！ 障害者自立支援法10・31大フォーラム」が開催されました。国もこの事態を見逃すわけには行かず、12月には利用者負担を大幅に減額するなどの「自立支援法円滑実施特別対策」を発表するなどしましたが、「応益負担」の文字がなくなることはなく、引き続き利用者負担を強いられることになりました。

た、衆議院選挙で自民党が圧勝し、10月31日に強行採決され、5カ月後に施行されてしまいました。応益負担を押し付け、人として当たり前に生きる権利を奪うこの法律に対しての反対運動は、強行採決、法施行後も衰えることなく継続されていき、今までにない規模の運動に発展していきました。

2006年4月に施行された、障害者自立支援法は障がい者の生活や生きる権利を崩してきたとして、全国で14地裁71名が原告となり訴訟が行われてきました。2010年1月7日、訴訟団は国（厚生労働省）との基本合意文章の確認、調印を行い、これで、訴訟は和解に向けて動くことになりました。基本合意の内容は、別項のとおりです。今後は「障がい者制度改革推進本部」が主体となり、新法を制定していくものと思われませんが、国にこの合意文を守らせ、いい法律を作成してもらうことが必要となります。



▶裁判報告集会



ていくことは簡単なことではなく、とても勇気がいるものだと思います。各地での口頭弁論で原告は必死に意見陳述を行いました。国も全面的に争う姿勢を崩さず、自立支援法を守り抜く方針を示すなど、原告と国は平行線をたどっていくものと思われましたが、2009年8月30日の衆議院選挙で民主党が政権をとり、その直後から国は「争う姿勢」から「訴訟解決に向けての協議の場を設けた」との異例の申し入れがありました。

これから、 国に約束守らせる 運動が大切

年を越えた1月7日に基本合意に至り、多くの方が表現しているように、まさしく山が動いた瞬間を迎えるわけです。

国連での障害者の権利条約の採択や政権交代などの追い風がありました。それ以上原告の「命、生活」を守る訴えが山を動かした歴史的な訴訟になったのではないのでしょうか。

平成25年8月までに新たな総合福祉制度が制定されていきます。基本合意の中に「障がい者制度改革推進本部」を設置し十分議論することが約束されています。それを国に守らせ、多くの意見を反映させ誰もが安心して生活できる法律が出来ることを願っています。



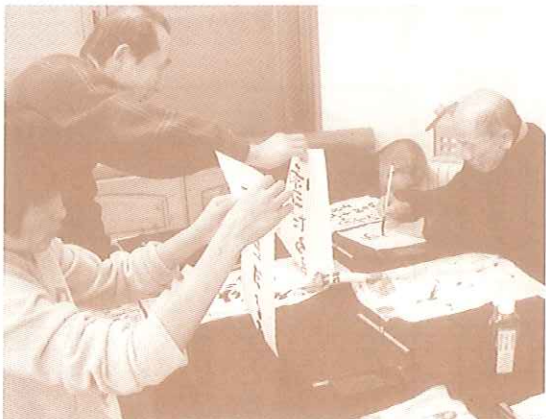
訴訟のひろがり、 政権交代 そして和解合意へ

当初29名だった原告も第2次提訴（2009年4月1日）、第3次提訴（2009年10月30日）と続く中で、71名にまで増えました。原告になり、闘っ



三島の郷
書道サークル

書道サークルは毎月第1・3土曜日に活動しています。先生が書く字・絵をお手本に個性溢れる作品ができていきます。みんな書道の時間は集中し、



充実した楽しい時間を過ごされています。